

## 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

今年度から学習指導要領の改訂に伴う移行期間が始まり、小学校においては、外国語活動や外国語科の導入に向けて、授業時数の調整や、教材の作成などの対応に苦慮する状況となっている。また2016年度に行われた文部科学省の調査（速報値）においては、「過労死ライン」に達する週20時間以上の残業をした教員が小学校で3割、中学校で6割近くを占めたことが明らかになっている。そのような状況の中、文部科学省も中央教育審議会において、教職員が「授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務でき、教育の質を高められる環境」の構築をめざし、長時間労働是正についての「学校における働き方改革」について議論を行っているところである。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請とされているが、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられ、各自治体では厳しい財政状況により、人的措置において格差が生じている。

子どもの学びを保障するための条件整備は重要であることから、その環境整備として抜本的で計画的な教職員定数改善が必要である。

よって、国におかれては、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、次の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 基礎定数化を含めた計画的な教職員定数改善を早急に推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 ゆたかな学びの環境を創出するための教育予算の増額をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	

小田原市議会